

答弁書第一〇号

内閣参質一八五第一〇号

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員和田政宗君提出豪州キャンベラ市のオーストラリア戦争記念館における旭日旗の床面への投影に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員和田政宗君提出豪州キャンベラ市のオーストラリア戦争記念館における旭日旗の床面への投影に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の事実については承知しており、在オーストラリア日本国大使館から、オーストラリア戦争記念館に対し、映像の投射を行わないよう申入れを行ったものである。

三について

オーストラリア戦争記念館とのやり取りの詳細について明らかにすることは、先方との関係もあり差し控えたいが、現在は、御指摘の映像の投射は取りやめられたと承知している。

四について

お尋ねの「十六条旭日旗」が何を指すのか明らかでなく、また、お尋ねの「国旗と同等又は国旗に準ずる旗」の意味するところが明らかでないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

